

1. 議事日程（令和3年第1回北広島町議会定例会）

令和3年2月1日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第1号	北広島町まちづくりセンター条例
日程第5	議案第2号	北広島町まちづくりセンター広場設置及び管理条例
日程第6	議案第3号	北広島町精神障害者医療費支給条例
日程第7	議案第4号	北広島町使用料条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第5号	北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第6号	北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第7号	北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第8号	北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第9号	北広島町立保育所（園）設置条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第10号	芸北農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第11号	北広島町図書館条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第12号	北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第13号	大朝保健センター設置及び管理条例を廃止する条例
日程第17	議案第14号	指定管理者の指定について
日程第18	議案第15号	令和3年度北広島町一般会計予算
日程第19	議案第16号	令和3年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第20	議案第17号	令和3年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第21	議案第18号	令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第22	議案第19号	令和3年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第23	議案第20号	令和3年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第24	議案第21号	令和3年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第25	議案第22号	令和3年度北広島町診療所特別会計予算
日程第26	議案第23号	令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算
日程第27	議案第24号	令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第25号	令和3年度北広島町水道事業会計予算
日程第29	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番	湊 俊 文	2 番	美 濃 孝 二	3 番	真 倉 和 之
5 番	敷 本 弘 美	6 番	森 脇 誠 悟	8 番	山 形 し の ぶ
9 番	亀 岡 純 一	10 番	梅 尾 泰 文	12 番	服 部 泰 征
13 番	伊 藤 淳	14 番	中 田 節 雄	15 番	大 林 正 行
16 番	濱 田 芳 晴				

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕 野 博 司	副 町 長	中 原 健	教 育 長	池 田 庄 策
芸北支所長	清 見 宣 正	大朝支所長	竹 下 秀 樹	豊平支所長	細 川 敏 樹
危機管理課長	野 上 正 宏	総務課長	畑 田 正 法	財政政策課長	植 田 優 香
管財課長	高 下 雅 史	まちづくり推進課長	沼 田 真 路	税務課長	矢 部 芳 彦
町民課長	楨 原 ナギサ	福祉課長	芥 川 智 成	保健課長	迫 井 一 深
農林課長	宮 地 弥 樹	商工観光課長	中 川 克 也	建設課長	川 手 秀 則
上下水道課長	砂 田 寿 紀	消防長	日 田 靖 成	学校教育課長	植 田 伸 二
生涯学習課長	西 村 豊	会計管理者	畑 田 朱 美		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次 議会事務局 小 川 友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたまま、はっきりと発言するよう努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いします。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（濱田芳晴） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番、大林議員、1番、湊議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

- 議長（濱田芳晴） 日程第2、会期の決定について議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から2月10日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から2月10日までの10日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長（濱田芳晴） 日程第3、諸般の報告をします。議長報告はお手元に配付したとおりです。次に、地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び同法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） おはようございます。行政報告をいたします。2ページ、危機管理課の関係でございます。地域防災力の強化ということで、行政情報配信システム「きたひろ情報アプリ」、これを1月から運用を開始をしております。今、約800件の方がアプリをダウンロードして利用していただいております。スマートフォンなどで利用いただけるということでもあります。1月の区長文書でチラシを入れさせていただいております。しっかりご利用いただければと思っております。北広島町国土強靱化地域計画、これを策定をさせていただいたところでございます。それから感染防止対策、新型コロナウイルスの関係でありますけれども、感染症対策本部を昨年4月7日の緊急事態宣言から対策本部を設置して取り組んでいるところであります。5月27日に緊急事態宣言は解除されましたけれども、感染状況が広島県もかなりまだありましたので、感染症対策本部はそのまま継続ということで進めております。1月7日に緊急事態宣言がまた発表されたわけではありますが、新型インフルエンザ等特別措置法第34条の対策本部と位置づけて今取り組んでいるところであります。財政政策課の関係、4ページでございます。本町の一番基本となる長期総合計画、10か年計画でありますけれども、これに基づいていろいろな取組を進めておるところでありますけれども、令和3年度で前期の取組

5か年が終了いたします。後期基本計画として令和4年度から令和8年度の計画であります。この策定に向けて、今取組を始めているところであります。町民アンケート1000人の方を対象に、11月24日から12月6日にかけて調査をしたところであります。また、インタビュー型のワークショップ、各種団体のヒアリング等も実施をしてきているところであります。また、まちづくり懇談会、これを昨年の11月に芸北、大朝、千代田、豊平と4会場で開催をしたところがございます。それから5ページですが、きたひろコロナ対策支援寄附金ということをお願いしてきたところであります。5月から12月末までということの受付期間としてお願いしたところでありますが、件数が84件、金額が300万円余りご寄付を頂いたということでございます。ありがとうございます。それから企業版ふるさと納税につきましては、これもご協力をいただき、7社、2450万円のご寄附を頂いているところでございます。まちづくり推進課、7ページでございます。スポーツをキーワードとした地方創生事業ということで取り組んでおります。まずは、ここには書いておりませんが、きたひろスポーツの定義というものをもう少し見直していこうということで、競技スポーツだけでなく、これまで取り組んできたラジオ体操、元気づくり体操などの健康づくり運動、さらには自然を生かしたアクティビティなども包含し、さらには、スポーツをするだけでなく、「見る、支える」もきたひろスポーツに包含をして取り組んでいこうということで今進めております。第2期の北広島町スポーツ推進計画も策定に向けて取り組んでおります。それからスポーツをキーワードとしたまちづくり研修会ということで、1月に、これは講演会、パネルディスカッションというような形式でありましたが、オンラインで開催をさせていただいたところであります。8ページ、これは一般のふるさと寄附でありますけれども、今年度12月末現在で315件、1850万円ばかりのご寄附を頂いております。ありがとうございます。それから福祉課の関係、10ページをお願いします。新型コロナウイルス感染症対策事業として、きたひろ新生児応援特別給付金ということで、4月28日以降令和3年4月1日にお生まれになる子供さんを対象にということで、新生児1人につき5万円の支給をさせていただいております。それから、ひとり親世帯への臨時特別給付金も実施をしてまいりました。あと計画関係でありますけれども、下のほうに地域福祉計画、障害者プランと書いておりますけれども、この策定に向けて今取り組んでいるところであります。保健課の関係、11ページです。元気づくり推進事業ということで取り組んでおりますけれども、この元気づくり体操、4月、5月は新型コロナウイルスの関係で中止をしてございましたけれども、6月から再開をして、現在、集会所コース、元気リーダーコース合わせて61会場、延べ参加人数であります。1万8400人程度参加をいただいております。13ページをお願いします。第8期の北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定ということで、今、委員会で協議をいただいております。次に農林課の関係、15ページをお願いします。森林経営管理制度の取組ということで、令和2年度調査の実施を芸北 細見地区、それから大朝 田原地区で行っているところであります。また、環境譲与税事業の実施ということで、森林の公益的機能の発揮のため、経営管理の行われていない人工林の整備を実施するというので、保育間伐を約16ヘクタール弱実施をしております。商工観光課関係、16ページをお願いします。きたひろ応援プロジェクト「きたひろ産物フェア」ということで、昨年11月28日から12月6日まで、9件の事業者ということになりますが、498個の発送をしたところであります。それから神楽振興事業ということで、一番下になりますけれども、広島神楽定期公演、

無観客で公演、ライブ配信ということで実施をしてもらっております。広島県民文化センターで実施をしておるということでありますが、12月5日には有田子ども神楽団、有田神楽団が出演をいただいております。17ページには、同じくですが、12月19日に琴庄神楽団に出演をいただいたということでもあります。それから建設課関係です。19ページをお願いします。災害関係の災害復旧の進み具合であります。平成29年の災害復旧については完了したということではありますが、平成30年の災害復旧、ここへ記載しておりますように、ほぼ完了というところでもあります。それから令和元年の災害復旧については、ほとんどこれも終了しておりますが、まだ若干残っておる。検査済み等もまだできてないところは若干あるという状況であります。令和2年の災害復旧につきましてですが、令和2年災害全ての結果が19ページの下段に書いております。農林土木関係で21か所、査定金額が1億1800万円余あると。それから公共土木関係16か所、9600万円余の査定金額ということになっております。これ、令和2年の災害復旧につきましては、若干契約したもの、検査済みのものもありますけども、総じてこれからというような状況でございます。私からは以上でございます。教育委員会関係は教育長から報告させていただきます。

○議長（濱田芳晴） 教育長。

○教育長（池田庄策） それでは教育委員会から教育行政の報告を申し上げます。本年度は、学校教育活動も生涯学習もコロナ禍の中で、多くの行事を見直しをさせていただいております。22ページ、学校教育課でございますが、まず、GIGAスクール構想による新年度に向けての中小Web実践交流を令和2年12月4日、令和3年1月8日開催をしております。また、教職員によるICT活用研修会を1月22日に開催をし、このときは町内全ての小中学校と県立学校、町内の県立学校も一緒に研修をさせていただきました。それから下になりますけれども、新年度より小中学校、実際には小学校でございますが、通級の実施を開始をいたします。それに向けた研修会を1月26日に行っております。23ページをお願いいたします。生涯学習でございますが、冒頭申し上げましたように、多くの行事を中止、または延期にしております。成人式は、前回も申し上げましたが、1月10日の予定でありましたが、新型コロナウイルス感染防止のために、令和3年8月15日に現在、延期をしておるところでございます。あとは地域づくりセンター事業、図書館運営事業、文化財、高原の自然館事業については記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） 以上で、町長並びに教育長の行政報告を終わります。これをもって諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第1号 北広島町まちづくりセンター条例から

日程第6 議案第3号 北広島町精神障害者医療費支給条例

○議長（濱田芳晴） 日程第4、議案第1号、北広島町まちづくりセンター条例から、日程第6、議案第3号、北広島町精神障害者医療費支給条例までの3議案を議題とします。以上3議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第1号から議案第3号につきまして一括して概要を説明します。

議案集の1ページをお願いします。議案第1号、北広島町まちづくりセンター条例について説明します。本案は、北広島町まちづくりセンター新設に伴う条例の制定について町議会に提案するものです。議案集4ページをお願いします。議案第2号、北広島町まちづくりセンター広場設置及び管理条例について説明します。本案は、北広島町まちづくりセンター広場新設に伴う条例の制定について町議会に提案するものです。8ページをお願いします。議案第3号、北広島町精神障害者医療費支給条例について説明します。本案は、広島県の福祉医療費公費負担事業の拡充に伴い、条例の制定について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 議案第1号及び議案第2号について、まちづくり推進課からご説明いたします。まず、北広島町まちづくりセンター条例の制定についてご説明いたします。議案集1ページをお願いします。北広島町まちづくりセンターは、住民と行政が協働によるまちづくりに取り組む拠点施設として設置すること、また、同センターは千代田づくりセンターの施設を兼ねること、そのほか事業内容等を条例で定めるものでございます。なお、センターの管理及び運営に関しましては、北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例に定めることとしております。次に、議案第2号、北広島町まちづくりセンター広場設置及び管理条例の制定についてご説明いたします。議案集4ページをお願いいたします。北広島町まちづくりセンター付随施設の広場は、にぎわいを創出する交流の場として、また、親しみを持てる憩いの場として設置すること、そのほかに使用の許可及び禁止行為に関すること、使用料などを定めております。以上、2議案につきましてご審議の上、可決していただきますよう、よろしくご説明いたします。

○議長（濱田芳晴） 町民課長。

○町民課長（楨原ナギサ） 議案第3号議案につきまして、町民課よりご説明申し上げます。議案集の8ページをお願いいたします。議案第3号、北広島町精神障害者医療費支給条例についてですが、精神障害者の自立した地域社会の一員として生活できる環境を整えることを目的とし、令和3年度から広島県の福祉医療費公費負担事業が拡充され、新たに精神障害者に関わる医療費の一部を助成する精神障害者医療費が創設されることに伴い、町においても医療費助成を実施するため制定するものです。以上で町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくご説明いたします。

○議長（濱田芳晴） これをもって提案理由の説明を終わります。以上3議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第4号 北広島町使用料条例の一部を改正する条例から

日程第15 議案第12号 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（濱田芳晴） 日程第7、議案第4号、北広島町使用料条例の一部を改正する条例から、日程第15、議案第12号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例までの9議案を一括議題とします。以上9議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） それでは議案第4号から議案第12号につきまして一括して概要を説明します。議案集13ページをお願いします。議案第4号、北広島町使用料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、行政財産の使用料の標記変更のため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。17ページをお願いします。議案第5号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、消防団員の定員の見直しにより条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の19ページをお願いします。議案第6号、北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町まちづくりセンター新設に伴い、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。議案集の25ページをお願いします。議案第7号、北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の30ページをお願いします。議案第8号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町精神障害者医療費支給条例の制定に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の33ページをお願いします。議案第9号、北広島町立保育所（園）設置条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、令和3年3月31日をもって、芸北つくし保育園及び川戸保育所を閉所（園）するため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。36ページをお願いします。議案第10号、芸北農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、芸北農村環境改善センターの使用料を改定するため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の39ページをお願いします。議案第11号、北広島町図書館条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町図書館の使用料の改定等の所要の改正を行うため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の44ページをお願いします。議案第12号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、子ども・子育て支援交付金の交付についての一部改正等に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては各担当から説明いたします。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

- 総務課長（畑田正法） 議案第4号、北広島町使用料条例の一部を改正する条例について、総務課から御説明申し上げます。議案集13ページをお願いいたします。本条例は、大朝支所2階の大朝地域づくりセンターが4月から大朝支所の行政財産としての管理となることに伴い、芸北支所及び豊平支所を含め、本庁舎の使用料に準じて料金改定を行うものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 危機管理課長。

- 危機管理課長（野上正宏） 議案第5号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、危機管理課から御説明いたします。議案集は17ペー

ジをお願いいたします。消防団員の定数の見直しを行うもので、消防団員の減少に伴い、条例定数と実団員数の乖離が生じている状況に鑑み、実情に応じた適正な定数管理を図るもので、第2条の定数を720人に改正するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 議案第6号、北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、まちづくり推進課からご説明申し上げます。第1条におきまして、北広島町まちづくり基本条例の理念に基づき、生涯学習及びまちづくりの拠点とすることを加えております。大朝保健センターを大朝地域づくりセンターに変更するための地番変更、千代田地域づくりセンターの位置の変更に伴う地番の変更について、別表第1内の地番を変更しております。また、使用料につきまして、現在標記が各センターごとに異なっているため、1時間当たりの使用料及び冷暖房料の標記に統一したものでございます。なお、千代田地域づくりセンターにつきましては完全空調のため、使用料のみの標記としております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 町民課長。

○町民課長（楨原ナギサ） 議案第7号につきまして、町民課よりご説明申し上げます。議案第7号、北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてですが、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例第3条第2項に中国在留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者を加えるものでございます。次に、第4条第3項第1号において、受給者本人の所得制限を定めておりますが、読替規定について修正を行っております。また、同条第7項において、受給者の配偶者または扶養義務者の所得の計算方法を加えるものです。続きまして、議案第8号につきましてご説明申し上げます。北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてですが、今議会においてご審議いただく北広島町精神障害者医療費支給条例における医療費支給事務を北広島町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の別表第1及び別表第2にあげる事務として追加するものでございます。以上で町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） それでは福祉課より、議案第9号、北広島町立保育所（園）設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集33ページをお願いいたします。今回提案させていただきました一部改正条例は、町立の保育施設の適正規模、配置に向け、現在5施設ございます町立の保育施設のうち、芸北つくし保育園、川戸保育所を令和3年3月31日で閉園・閉所するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第10号、芸北農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、農林課からご説明申し上げます。議案集36ページをお願いいたします。この条例改正は、北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例改正に伴い、北広島町芸北文化ホール内の農村環境改善センターの利用料につきまして、地域づくりセンタ

一としての役割を持つ部屋と同等の料金となるよう改正するものでございます。併せまして、農事研修室を第2研修室に名称変更するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 議案第11号、北広島町図書館条例の一部を改正する条例について、生涯学習課からご説明を申し上げます。議案集の39ページをお願いいたします。まず、北広島町図書館本館でございます。館内の施設の名称を現状に合わせまして、大朝文化ホールから多目的ホールに変更するもの、使用料については、許可の際、納付することとなっておりますが、実績に基づいて納付していただくために削除するもの、また使用料について、午前・午後・夜間で定められている使用料を1時間単位の使用料に変更するものでございます。次に、北広島町図書館千代田分館についてでございます。北広島町まちづくりセンターの新設に伴います住所の変更、また開館時間につきましては、午前9時から開館し、閉館時間については、北広島町図書館本館の閉館時間に合わせまして午後6時30分までとするものでございます。議案第12号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集の44ページをお願いいたします。この条例改正は、子ども・子育て支援交付金交付要綱の一部改正によるものでございます。放課後児童クラブの支援員の数は2人以上というふうになっておりますが、利用者が20人未満の放課後児童クラブにおきまして、同一敷地内にある他の事業所の職務に従事している者が放課後児童クラブの職務に従事することができる場合、利用者の支援に支障がない場合は支援員を1人とすることができることを規定するものでございます。また、公立の放課後児童クラブの支援員につきまして、民間委託となっているため、会計年度任用職員の規定を削除するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） これをもって提案理由の説明を終わります。以上9議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第13号 大朝保健センター設置及び管理条例を廃止する条例

○議長（濱田芳晴） 日程第16、議案第13号、大朝保健センター設置及び管理条例を廃止する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第13号につきまして概要を説明します。議案集47ページをお願いします。議案第13号、大朝保健センター設置及び管理条例を廃止する条例について説明します。本案は、大朝保健センターを大朝地域づくりセンターとすることに伴い、条例の廃止について町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第13号、大朝保健センター設置及び管理条例を廃止する条例について保健課からご説明申し上げます。議案集の47ページをお願いします。今回の条例の廃止は、現在大朝保健センターとして使用している建物について、大朝地域づくりセンターに名称変更することに伴い、廃止するものでございます。なお、名称は変更されますが、保健センタ

一としての機能は引き続き維持されるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（濱田芳晴） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第14号 指定管理者の指定について

- 議長（濱田芳晴） 日程第17、議案第14号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） それでは議案第14号につきまして概要を説明します。議案集49ページをお願いします。議案第14号、指定管理者の指定について説明します。本案は、公の施設の指定管理者を指定するため、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

- 議長（濱田芳晴） 総務課長。

- 総務課長（畑田正法） 議案第14号、指定管理者の指定について、総務課からご説明申し上げます。本案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により町議会の議決を求めるもので、指定する施設は、美和東文化センター以下7施設でございます。全ての施設を非公募として選定したもので、指定管理者となる団体及び指定期間は、いずれも記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（濱田芳晴） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第15号 令和3年度北広島町一般会計予算から

日程第28 議案第25号 令和3年度北広島町水道事業会計予算

- 議長（濱田芳晴） 日程第18、議案第15号、令和3年度北広島町一般会計予算から、日程第28、議案第25号、令和3年度北広島町水道事業会計予算までの11議案を一括議題とします。以上11議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

- 町長（箕野博司） それでは令和3年度予算の概要につきまして一括して説明します。別冊の令和3年度一般会計予算書をお願いします。議案第15号、令和3年度北広島町一般会計予算です。本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ135億8000万円とするものです。地方債については、第2表において借入限度額を6億8260万5000円と定め、また一時借入金については、第3条で借入の最高額を20億円と定めるものです。別冊の令和3年度特別会計予算書をお願いします。議案第16号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計予算です。本案は、国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7200万円とするものです。また一時借入金については、第2条で、借入の最高額を2億円と定めるものです。

次の仕切りをお願いします。議案第17号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計予算です。本案は、下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9400万円とするものです。地方債については、第2表において借入限度額を3180万円と定め、また、一時借入金については、第3条で、借入の最高額を1億5000万円とするものです。次の仕切りをお願いします。議案第18号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算です。本案は、農業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7000万円とするものです。また一時借入金については、第2条で借入の最高額を2000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第19号、令和3年度北広島町介護保険特別会計予算です。本案は、介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8900万円とするものです。また一時借入金については、第2条で借入の最高額を1億円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第20号、令和3年度北広島町電気事業特別会計予算です。本案は、電気事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ8850万円とするものです。また一時借入金については、第2条で借入の最高額を1000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第21号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計予算です。本案は、芸北財産区特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ50万円とするものです。また一時借入金については、第2条で借入の最高額を30万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第22号、令和3年度北広島町診療所特別会計予算です。本案は、診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億100万円とするものです。また地方債については、第2表において借入限度額を210万円と定め、一時借入金については、第3条で借入の最高額を3000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第23号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算です。本案は、情報基盤整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7300万円とするものです。地方債については、第2表において借入限度額を1000万円と定め、また一時借入金については、第3条で借入の最高額を2億5000万円と定めるものです。次の仕切りをお願いします。議案第24号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算です。本案は、後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億700万円とするものです。また一時借入金については、第2条で借入の最高額を2000万円とするものです。別冊の令和3年度北広島町水道事業会計予算書をお願いします。議案第25号、令和3年度北広島町水道事業会計予算です。本案は、第3条の収益的収入の予算額を5億7691万5000円、収益的支出の予算額を4億8629万1000円とし、第4条の資本的収入の予算額を1億500万円、資本的支出の予算額を3億2950万円とするものです。第5条において、企業債の限度額を1億500万円とし、第6条において、一時借入金の借入限度額を5000万円、第7条において、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる経費、第8条において、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、また第9条において、一般会計から補助金を2億1144万円とするものです。以上、予算議案11件につきましてご審議の上、議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（濱田芳晴） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、令和3年度予算関係11議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

- 議長（濱田芳晴） 日程第29、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の52ページをお願いします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。候補者の住所、氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町大朝3586番地、石橋源郎さん、同じく北広島町小原771番地1、西田智絵さん、同じく北広島町新庄1014番地4、栗栖千賀子さん、同じく北広島町石井谷1274番地、益田康徳さん。同じく北広島町大朝6811番地、田村留美さん。以上です。よろしくお願いいたします。
- 議長（濱田芳晴） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、石橋源郎さん、西田智絵さん、栗栖千賀子さん、益田康徳さん、田村留美さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（濱田芳晴） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦については適任とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、2月4日午前10時から一般質問の予定となっていますので、よろしくお願いいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 56分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~